

新型コロナウイルス対策 小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金

顧客と対面型の営業を行う小規模事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援いたします。

補助対象者

中小企業基本法に規定する会社で、以下①、②のいずれも満たす、石川県内に施設・店舗を有する事業者

① 従業員20人以下（パート・アルバイト含む）又は事業場面積が100㎡以下

② 4月21日以前より以下の業種で事業を営む法人又は個人事業主

【日本標準産業分類における大分類】

H（運輸業、郵便業） I（卸売業、小売業）、M（宿泊業、飲食サービス業）、

N（生活関連サービス業、娯楽業）、O（教育、学習支援業） ※公的機関は除く。

補助上限率・補助率

補助上限額 **1事業者あたり20万円**

補助率 **4/5** ※審査の上、交付決定等を決定いたします。

申請受付期間

令和2年5月18日（月）

～6月30日（火）まで

補助対象経費

令和2年4月21日以降に事業開始（契約・発注・支払）した取り組みで、感染拡大防止策として、飛沫感染防止用具等の資材等を新たに導入するために必要な経費（消費税抜）

※令和2年4月21日～12月31日までに支払行為が完了するもの

※事業費は5万円以上

（具体例）

- ・客と店員を隔てる遮蔽のためのビニールカーテンや衝立の購入及び設置に係る経費
- ・客同士の距離を保つための床表示の資材購入に係る経費
- ・カウンターやテーブルの改修に係る経費 等

※【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費等

申請・相談窓口

公益財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）

※申請書類は、簡易書留等の配送記録が残る方法でご提出ください。